

求職者マイページで求人者からリクエストを受けられるようになります。 ハローワークインターネットサービス「直接リクエスト」のご案内

「直接リクエスト」とは

求職者マイページから希望する職種等の条件や経験した主な仕事などの求職情報を公開する場合、求職者マイページに求人者から直接連絡によるリクエスト(※)を受けられます(以下「直接リクエスト」と言います。)。これは、求人者マイページを開設し、かつ、オンライン自主応募を可としている求人に限ります。

※ リクエストとは、公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、求職者に求人情報やメッセージを送付して応募の検討を依頼するものです。

直接リクエストを受けてマイページから応募する際の流れ

1 求職公開の方法と注意点

○ ハローワークインターネットサービスから新規に求職登録し求職公開する場合

ハローワークインターネットサービスからオンラインで求職登録する際、設定は「求職情報提供等登録」ページの「求職情報公開(求人者への提供)」で行います。「求職情報を公開する」として手続きを完了すると公開されます。**公開内容は事前によく確認してください。**



「求職情報提供等登録」ページで求職公開の有無を選択します。
「求職情報を公開する」を選択した場合、求人者に公開される情報は、登録する情報のうち **求職情報公開** マークのついた項目です。どの情報を公開するかは、「自己PR」ページで選択できます。
※求職公開を希望する場合、「希望する仕事」、「希望勤務地」、「学歴」、「免許・資格」の各欄は必ず公開されます。また、「希望就業形態」、「希望勤務時間」、「希望休日・週休二日制」、「専門知識・技術・能力の内容」、「アピールポイント」等の欄は公開の可否をご自身で選択できます。



「自己PR」ページで「公開する」欄がある項目について、公開を希望する場合にチェック☑してください。各項目はこれまでの各ページで自身が入力した情報が反映されています。入力していない項目は表示されません。修正する場合は、各ページの入力画面に戻って入力し直してください。また、「専門知識・技術・能力の内容」、「アピールポイント」、「その他特記事項」が入力できます。

※公開することとした欄に前職の職場の名称や個人を特定できる情報、他者に不利益になる情報等を記載した場合、そのまま公開されることとなるため、公開内容についてはご自身で十分ご確認ください。

○ 求職登録後に求職者マイページから変更する場合

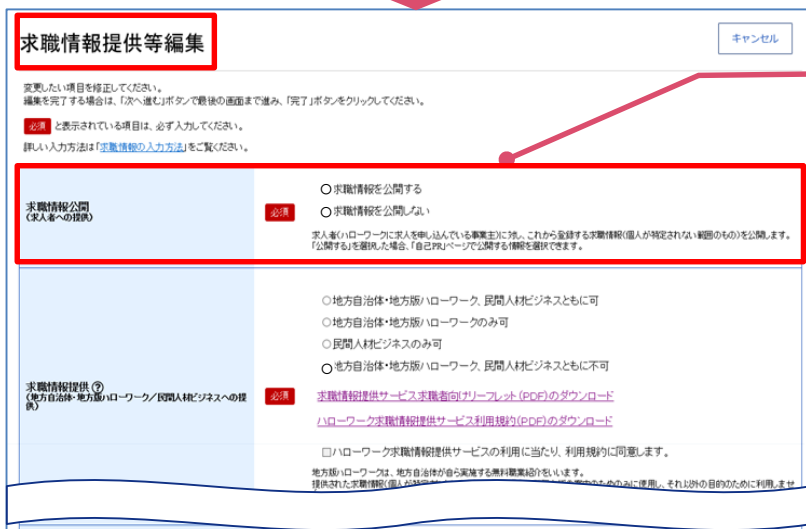
求職者マイページの画面上部に表示されているメニューから「求職者情報・設定」を押下すると求職情報の公開状況について確認でき、求職公開の可否の設定を変更することができます。令和4年3月22日以前にオンライン上のみで登録されている求職者の方（オンライン登録者）は、全て「求職情報を公開しない」に選択されていますので、ご希望の方はマイページの「求職情報提供等編集」画面から切り替えてください。



「求職者情報・設定」を押下すると求職情報の公開状況について、ご自身の現在の設定を確認することができます。

ご自身の求職情報公開の設定状況を確認します。

求職情報公開の設定を変更する場合は、【求職情報を編集】ボタンを押下して変更します。



「求職情報提供等編集」画面から、公開希望欄を変更します。変更を完了する場合は、【次へ進む】ボタンをクリックして、「自己PR編集」画面を表示し、「求職情報変更申込確認」画面で変更内容を確認した上で、【完了】ボタンを押下すると手続きが完了します。



求職公開の注意点

- 求職情報を公開することを希望した場合、「希望する仕事」、「希望勤務地」、「学歴」、「免許・資格」の各欄が必ず公開されます。また、「希望就業形態」、「希望勤務時間」、「希望休日・週休二日制」、「UIターン希望」、「転居の可否」、「海外勤務の可否」、「希望賃金」、「訓練受講歴」、「普通自動車運転免許」、「PCソフト・PCスキル」、「専門知識・技術・能力の内容」、「アピールポイント」、「経験した主な仕事」、「その他特記事項」、障害のある方の場合には「障害の種類等」欄については、公開の可否を選択して公開することができます。
- **公開することとした欄に前職の職場の名称や個人を特定できる情報、他者に不利益になる情報等を記載した場合、そのまま公開されることになるため、公開内容についてはご自身で十分ご確認ください。公開した内容により生じた不利益については自ら責任を持つこととなります。**

2 直接リクエストがあった求人者にハローワークを介さず直接応募する場合

求人者から直接リクエストがあった場合、マイページに求人情報とメッセージが表示されますので、内容を確認します。応募を検討するに当たり相談したい場合は、ハローワークにご相談ください。また、ハローワークを介さずに直接応募(オンライン自主応募)をすることも可能です。

①



① 求職者マイページに求人者からメッセージや応募を検討してほしい求人の情報が送付されます。求人者からリクエストメッセージが送付されると、求職者マイページにメッセージが配信されるとともに、アカウント登録に使用したメールアドレスのお知らせメールが届きます。

【この求人に関するメッセージを表示】ボタンを押下すると求人者から送られてきたリクエストメッセージを確認することができます。

【詳細を表示】ボタンを押下すると応募を検討してほしい求人の詳細情報が表示されます。

②

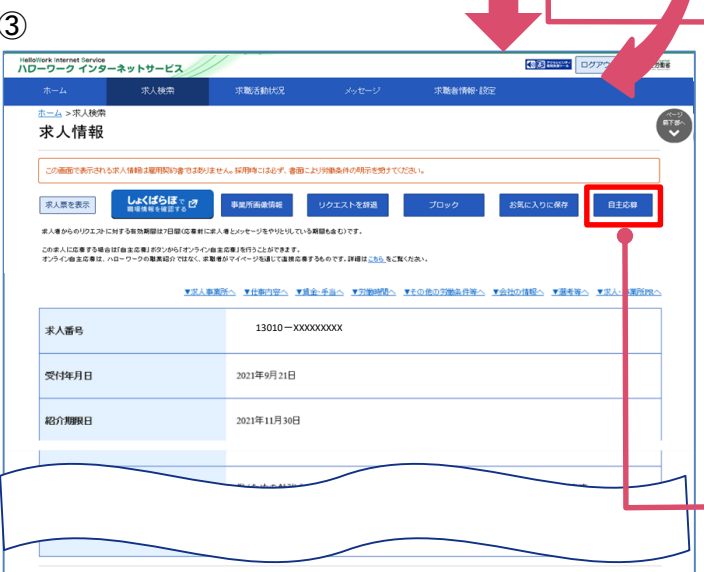


② リクエストのあった求人者にメッセージを送付し、求人内容の確認など直接やりとりすることができます(メッセージのやりとりをする必要がなければ③に進むことも可能です)。
※メッセージのやりとりができるのはリクエストの有効期間中です(途中でリクエストを辞退したり、リクエスト期間(7日間)を超過した場合にはメッセージのやりとりはできません)。なお、③による応募を行った場合は、応募中の求人者とのメッセージのやりとりは可能です。

【返信】ボタンを押下するとリクエストを行った求人者へメッセージを送付できます。

【この求人の詳細を表示】ボタンを押下すると求人情報の詳細を確認することができます。

③



③ 直接リクエストを受けた求人情報を確認後、応募を希望する場合、ハローワークを介さずに直接応募すること(オンライン自主応募)が可能です。応募時の求人票はPDFでダウンロードできますので、保管しておくことをおすすめします。
※求人者から直接リクエストを受けた場合、求人への応募前に、ハローワークに相談をした上で紹介を受けることもできます。最寄りのハローワークにご相談ください。

【自主応募】ボタンを押下するとハローワークを介さずに直接求人に応募(オンライン自主応募)することができます。

⚠️ オンライン自主応募の注意点

- オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワークの職業紹介を要件とする雇用保険の再就職手当等の対象外です。また、事業主に支給される助成金のうち、ハローワークの職業紹介を要件とする助成金は支給されません。
- オンライン自主応募によって生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本となります。

3 直接リクエストがあった求人の応募辞退や求人ブロックする場合

直接リクエストがあった求人について応募を辞退する場合には、【リクエストを辞退】ボタンを押下します。また、直接リクエストがなされた日の翌日から起算して7日以内に応募がない場合には、自動で辞退されたとみなされます。また、直接リクエストがあった求人者について、以後の直接リクエストやメッセージのやりとりをブロックする（求人者が閲覧する求職情報検索結果に表示されなくなる。）ことができます。また、ブロックをした求人からのリクエストを再開したい場合、「求人情報」画面または「求職者情報・設定」画面からブロックを解除できます。



【リクエストを辞退】ボタンを押下すると、リクエストを辞退することができます。

【ブロック】ボタンを押下すると、求人者（事業所単位）が閲覧できる求職情報検索結果に表示されなくなり、当該求人者からの直接リクエストやメッセージのやりとりができなくなりますのでご注意ください。

お問い合わせ・相談窓口

オンライン自主応募はハローワークを介さない直接応募です。オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は、当事者（求職者と求人者）同士で対応することが基本です。

ハローワークがトラブルの仲裁に入ることができないことを十分ご理解いただいた上で、ご応募ください。システム操作などについての問い合わせ先は、以下の通りです。

ハローワークインターネットサービスや求職者マイページの操作方法に関するお問い合わせ

ハローワークインターネットサービスでの求人情報の検索方法、求職者マイページの操作方法に関するお問い合わせは、以下の連絡先でお受けしております。

■電話でのお問い合わせ

電話番号：0570-077450

受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります

※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります

■メールでのお問い合わせ E-mail：helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

ハローワークインターネットサービスで、詳しいマニュアルも公開しています。

■求職者マイページの詳しい操作方法「求職者マイページ利用者マニュアル」

（※直接リクエスト等の操作方法を記載したマニュアルは新サービス開始に併せて掲載予定）



ハローワークの求人票と実際が違っていた場合のお問い合わせ(ハローワーク求人ホットライン)

ハローワークインターネットサービスで公開している求人に応募した際に、求人票の内容と異なる内容を提示された場合には、「ハローワーク求人ホットライン」にお申し出ください。

■ハローワーク求人ホットライン（求職者・就業者専用）

電話番号：03-6858-8609

受付日時：全日8:30～17:15（土日祝も受付。ただし、年末年始を除く）

※通話料は利用者負担となります